

秋田県公報

目次

副知事委員公報

○調査結果に基づき実施した措置の公表（11）

監査委員公報

監査委員公報第11号

平成11年秋田県告示第234号で告示された外部監査契約に関し、包括外部監査が執行され、その結果が秋田県知事に報告されたところ、当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成12年12月8日

秋田県監査委員	加藤 義康
秋田県監査委員	山田 靖男
秋田県監査委員	工藤 昇
秋田県監査委員	宮澤 宣夫
財	1668
平成12年11月24日	

秋田県知事

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成12年2月4日付けで包括外部監査人高井宏司から提出された監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

別紙

監査箇所名	港湾整備事業特別会計	監査年月日	平成11年7月21日 ～ 平成12年2月3日
-------	------------	-------	------------------------------

（指図書項）

1 港湾整備事業特別会計の財政状況の改善について

1 事業目的が県全体の経済に関わり、事業実施の効果を全て定量的に示し得ないため、事業評価を行うことは困難であるが、少なくとも、県財政の適正化の見地から、一般会計からの補填額を減少させる必要がある。このためにコスト削減に取り組む必要がある。

2 今後も港湾施設の整備を続けるとしても、近隣港湾との競争もあり、直ちに施設使用料の増加による投資額の回収につながるものではないため、将来の県債償還負担を十分に視野に入れた港湾施設の整備を計画していく必要があると思われる。

（改善措置）

【基本方針】

1 既存施設の整理合理化と官民の役割分担によるコスト削減等

施設が老朽化し維持管理費が嵩むもの、民間企業の持つ施設と競合するなどして、今後需要の増加が見込めないものなどの処分・整理や、荷役機械等の整備について一部民間資本を導入するなど、港湾機能の整備・充実を進める上で官民の協調と役割分担によりコスト削減等を図ります。

2 新規事業の精査

新規事業について、必要性、緊急性及び国の事業との関連性を精査し、慎重に対処します。

【当面の具体的な対策】

1 既存施設の整理合理化と官民の役割分担によるコスト削減等

- ・曳き船「あきた丸」の廃止
平成5年度に整備した曳き船「あきた丸」について、その後民間業者が整備した曳き船3隻と競合し、需要動向の上でも県の役割が終了したことから、用途廃止します。
- ・民間によるトラックレーンの更新
平成7年度に整備したトラックレーンについて、貨物量の増大、大型コンテナ船の急増により能力を超えて稼働しており損耗が激しいため、民間資本の導入による整備を行い、現行県有機を廃止します。

・コスト削減等
 民間との上記の役割分担により、人件費、維持管理費等のコスト削減を図ります。

ワリーナ施設使用料については、実態に応じた原価計算を基礎としつつ、海洋性レクリエーション・スポーツの機会提供、放置艇の収容や港湾を利用した地域振興を図るため、利用実態に応じた料金体系とします。また、他の使用料(野積場、荷役機械、船舶給水施設、港湾施設用地、貯木場、入港料)については、需要動向、競争相手である近隣港湾の動向等を考慮し、競争力のある料金設定により需要の拡大に努めます。

2 新規事業の精査について
 岸壁整備と埠頭用地造成は一体の事業であることから、今後も、国が行う岸壁事業との整合性を図りつつ新規事業の必要性、緊急性を考慮し慎重に対処していきます。

(指摘事項)

II ワリーナ施設使用料の改善について

1 本県の使用料単価は、他の自治体の使用料に比較して低額であり、また、その算定方法は秋田ワリーナ及び男鹿ワリーナの供用開始前に設定されたものであり、現状と大きく乖離していることから、原価計算は実態をもとに行い、使用料算定方法の見直しを行うことが必要である。

(改善措置)

現行使用料は当初計画による計画隻数に基づいて原価計算されておりますが、現在、利用の実態に応じて係留区画の増設を一時休止していることから、現在までの整備済み分を基礎とするなどして原価を再計算すると、現行使用料とかい離が生じてまいります。

一方で、ワリーナ事業が海洋性レクリエーション・スポーツの機会提供、放置艇の収容や港湾を利用した地域振興を目的とし、現在は放置艇の収容等施設利用率の向上に重点を置くべき時期であると考えっております。

従って、ワリーナ施設使用料については、当面は利用拡大を図りながら段階的に引き上げていくこととします。

(指摘事項)

III 第3セクターに支払う県の委託料に関する改善について

1 第3セクターの決算では、委託事業費と収益事業費が区分され経理さ

れているが、委託業務及び収益業務に共通して発生する経費の区分が曖昧である。

2 ワリーナ委託料の予算の算定に際し、人件費、維持管理費、利用促進費の各費目について個別に積算しており、県が支払う委託料は当初予算額をもって精算されているが、精算に当たっては、実際の費用発生額に基づいて行われるべきである。

(改善措置)

1 経費の区分に当たっては、委託事業に属するもの、収益事業に属するものを厳格に峻別しておりますが、両事業に共通して発生する経費については、それぞれの項目ごとの労働時間等の割合により、第3セクターと調整のうえあん分して区別することとします。

2 平成12年度から、従来の委託業務実施状況報告書に加え委託精算書を提出させ、実際の費用発生額について内容を審査し、それに基づいて委託契約の変更を行い精算する方法とします。

監査箇所名	秋田県健康増進交流センター 「ユフオーレ」	監査年月日	平成11年9月9日 平成12年1月12日
-------	--------------------------	-------	-------------------------

(指摘事項)

1 センター全体のコスト削減にあたり、現在行っている分割管理委託方式を解消し、委託先の一本化について検討する必要がある。

2 現在、フロント業務は、日帰り利用者については事業団職員が、宿泊者については、第3セクター職員がそれぞれ対応し、受付及び料金徴収を行っている。センター全体として職員の削減が可能かどうかについての検討が必要である。

3 送迎バスの効率的な運行について検討する必要がある。

(改善措置)

1 施設全体の管理運営は、平成13年度から河辺町地域振興株式会社へ委託先を一本化し、健康づくりに関わる助言指導等健康増進事業については、財団法人秋田県総合保健事業団へ委託することとします。

2 施設の管理委託を河辺町地域振興株式会社へ一本化することから、施設の管理及びフロント業務等に関わっている財団法人秋田県総合保健事業団の総務部門の職員数について、段階的に削減していくこととします。

しがつって、平成13年度より施設をご利用いただくすべてのお客様へのフロントにおける対応については、河辺町地域振興株式会社の職員が行います。

3 河辺町地域振興株式会社がすべての送迎について対応することとしており、効率的な運行体制とします。

監査箇所名	土地造成・資金運用事業会計	監査年月日	平成11年7月26日 ～ 平成12年2月3日
-------	---------------	-------	------------------------------

(指摘事項)

- 1 観光事業会計への長期貸付金の回収に長期間を要する。
 - ・男鹿水族館に対する345百万円については、水族館事業が廃止されることに伴い、回収が困難となるおそれがある。
 - ・男鹿桜島荘に対する893百万円は、当該事業の現在の状況から判断すると回収に長期間を要すると思われる。
 - 2 土地造成事業が保有する土地の土地台帳と登記簿謄本の面積を照合した結果、差異が発生しているのでその原因を明らかにすること。
 - 3 公共用地として貸付している土地は土地造成事業の本来の趣旨にそぐわないものであることから関係部局へ所管換えることが望ましい。それが当面難しい場合には、有償貸付地は勘定科目の「土地造成勘定」から「土地」へ振り替えること。
 - 4 公共減歩により売却不能・困難と認められる土地は帳簿価格をすべて備忘価格に修正のうえ「土地」に振り替え、勘定の内容を整理すること。
 - 5 開発は完了しているが、未だ売却されていない土地について、土地造成勘定で整理しているので、適正な科目に振り替えること。
- (改善措置)
- 1 水族館につきましては、廃止までの撤去費用、累積赤字などを含めた処理策を検討し、廃止時点までに具体策を出してまいります。
 - 2 桜島荘につきましては、経営改善を進めてまいります。
 - 3 ご指摘の事項につきましては、売却の都度、実測した結果をもとに登記簿の地積変更を行ってまいります。
 - 3 あきた21総合計画及び行政改革大綱により組織再編の検討対象となっている施設もあり、当該施設の再編・改築等の進捗状況を見極めながら検討してまいります。

- なお、有償貸付地については11年度に「土地」に振替済であります。
- 4 道路敷等売却不能地である3件につきましては、11年度に修正済であります。
 - 不整形地、売却残地につきましては、引き合いのある土地を除き、土地利用計画を考慮して検討してまいります。
 - 売却困難な保安林につきましては、事業用地と交換するように進めてまいります。
 - 5 当該土地につきましては、11年度に「造成土地」に振替済であります。